

令和3年4月28日

名古屋市民オンブズマン  
代表 新海 聡 様

名古屋市健康福祉局健康部保健医療課長

行政文書公開請求に係る決定通知書について（送付）

令和3年3月15日付けで請求されました行政文書公開請求につきまして、別添のとおり決定通知書をお送りいたします。

なお、公開請求のあった行政文書には、第三者に関する情報が記載されており、公開決定を行うにあたって、当該第三者の意見を聞いたところ、公開に反対する意見書が出されました。反対意見書が提出された場合に公開決定をするときは、公開決定の日と公開を実施する日の間に少なくとも2週間を置かなければならないと、名古屋市情報公開条例第14条第3項で定められております。この間に第三者から名古屋市長に対し審査請求及び執行停止の申立てがあると、公開決定が執行停止され、情報公開審査会に諮問することになります。審査請求がなければ、同年5月24日以降に公開できることとなりますので、お待たせして申し訳ございませんが、ご理解くださいますようお願いいたします。

ご不明な点等ございましたら下記までご連絡をお願いいたします。

記

令和3年4月28日付け3健保医第59号「行政文書公開決定通知書」

【担当】

健康福祉局健康部保健医療課  
TEL 052 (972) 2623

【手続きについてのお問い合わせ先】

スポーツ市民局市政情報室市政情報係  
TEL 052 (972) 3152

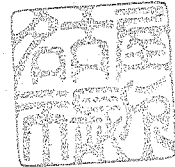
行政文書公開決定通知書

3 健保医第 59 号  
令和 3 年 4 月 28 日

名古屋市民オンブズマン  
代表 新海 聡 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



令和3年3月15日日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第 1項の規定により、次のとおり公開することと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	株式会社日立製作所との和解あっせん手続きで、平成 27 年 4 月 28 日以降に提示した、「議会との交渉を開始したので時間を頂きたい。6 月議会で議論し結論を得たいと考えている。」旨記載された市長直筆の書面		
行政文書の公開の日時及び場所	日 時	令和 3 年 5 月 24 日	以降 午前 午後 時
	場 所	市民情報センター (市役所西庁舎 1 階)	
行政文書の公開の方法	1 閲覧    2 写しの交付    3 視聴		
備 考	<決定を行った所管課・公所> 健康福祉局健康部保健医療課 TEL 052-972-2623		

注 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。